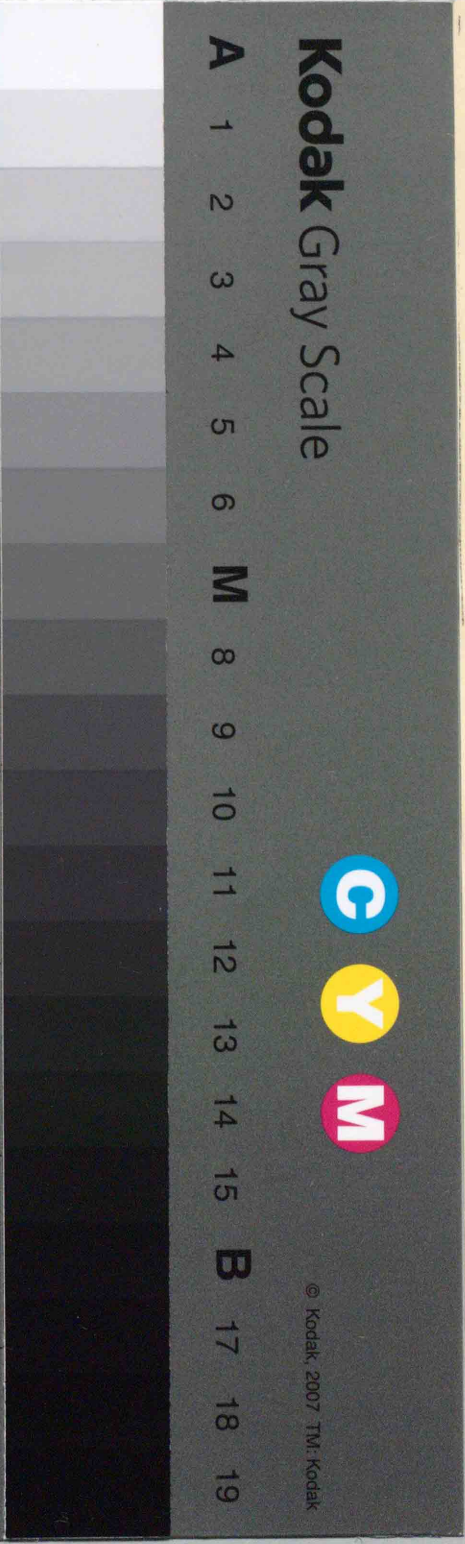
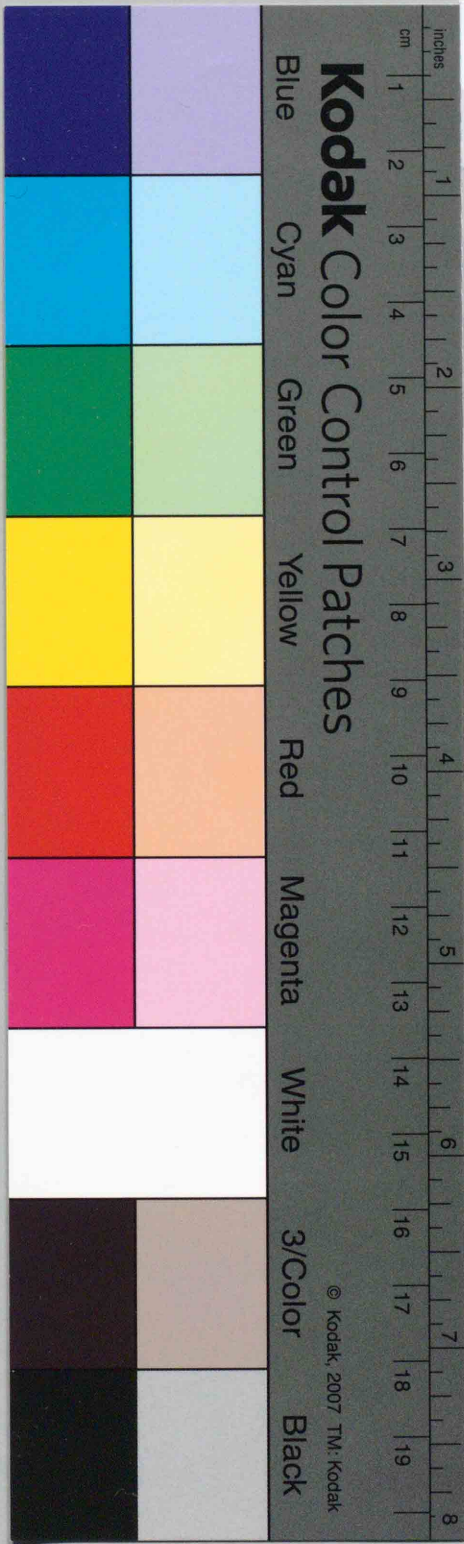


新編修身教科書

井上哲次郎著

四

4a  
110  
明45



40565

教科書文庫

4  
110  
41-1912  
20000  
66151

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4a  
110  
明45

資料室

明治四十五年二月廿九日  
文部省檢定  
中華學校修身教科用書

文學博士井上哲次郎著

# 新編 修身教科書 四

東京 金港堂書籍株式會社



魏川

## 勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ



如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ  
明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ニ東西相倚リ彼  
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ  
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ  
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ  
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日  
尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實  
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ  
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ



成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪  
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今  
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ  
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ  
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

新編 修身教科書卷四目次

第一章 皇位及び皇室

第一節 皇位……………一

第二節 皇室……………六

第二章 國

第一節 國家の成立……………九

第二節 國體……………一四

第三節 臣民……………一八

第四節 國憲・國法……………二一

第五節 忠君・愛國……………二四



第三章 家

第一節 家	二九
第二節 祖先	三五
第三節 親子	三八
第四節 夫婦	四六
第五節 兄弟姊妹	五一
第六節 親族	五五
第七節 僕婢	五七
第四章 社會合同生活	
第一節 社會	六二
第二節 合同の精神	六四

第三節 公務	七二
第四節 所屬團體	八一
第五節 公益	八四
第六節 秩序	八八
第七節 社交	九二
第八節 博愛	一〇〇



新編

修身教科書卷四目次終

新編

修身教科書 卷四

文學博士 井上哲次郎 著

第一章 皇位及び皇室

第一節 皇位

我國開闢の初め、皇祖天照大神が天孫瓊瓊杵尊に  
下し給へる勅語に曰く、

葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也。宜爾  
皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。  
天孫勅を取けてこの國土に降臨し給ひしより、爾



來列聖相承け、國家統治の大權を總攬し給ふ、皇業の基礎何ぞ夫れ悠久なるや。

大日本帝國憲法第一條に曰く「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と、是れ實に我が國體を表明せるものにして、世界廣しといへども、かゝる尊嚴なる國體は、我國を措きて一も他に求むること能はず、これ我が日本帝國の大に世界萬國に對して誇り得る所なり。

皇位は、天皇之を祖宗に承け、之を子孫に傳へ給ふ。皇室典範第一條に曰く「大日本帝國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と、知るべし、祖宗の

正系に非ざれば皇祚を踐む能はざることを。皇位は實に神聖にして、侵すべからざるものなり。建國以來、世運の推移は、時に汚隆なきにあらずと雖も、君臣の分、儼然として紊れず、帝德常に昭昭として、萬古窮りなし。

歴代の天皇、至仁至慈、臣民を愛撫し給ふこと、眞に我が子の如くましませば、臣民も亦天皇に仕へ奉ること、實に我が父の如く、天皇は民家の炊烟に、冬夜の寒風に、御心をかけさせられて、民の富めるは朕の富めるなり。『天下億兆一人も其の所を得ざるときは、朕の罪なり』と仰せらるれば、臣民も亦克く忠誠を致



し、『身のために君を思ふは二心』と、一身一家を君國に捧げて、赤心を竭し奉れり。是れ實に我が國體の精華なりと謂ふべし。

今や國運日に發展し、臣民の慶福月に加はる、皆是れ。今上天皇陛下の御威徳に依らずんばあらず。陛下は御即位の初めより、夙に大御心を國威の振張と、臣民の幸福とに注がせ給ひ、五箇條の御誓文を發して國是を定め給ひ、憲法を制定し、議會を開設して、立憲の政を創め給ひ、又教育勅語を下して、國民教育の大本を示し給ひ、戊申の詔書を發して、國運の發展を奨めさせ給ふ等、苟も國利民福に關することは、曾

て獎勵を怠らせ給はず、國家の大事に際しては、宵衣旰食、宸襟をなやませ給ふこと、誠に恐懼に堪へざる所なり。

嗚呼、我等臣民幸に生を此の皇國に享け、また此の昭代に遭遇することを得たり、何の幸福か、これに如かんや。此れを思ひ、彼れを想へば、誰かは奮勵努力、各、その職に盡し、以て此の海山無量の鴻恩に報い奉らざるべき。

山はさけ海はあせなん世なりとも

君に二心我れあらめやも (源實朝)

天の原よさしまつれる日の御神



照さん限り國は動かじ

(橘千蔭)

## 第二節 皇室

我が帝國は、此くの如く萬世不易の皇室を以て、中心となすが故に、國家と皇室とは、其の名異なれども、其の實一なり。是を以て、皇室に對する責務は、即ち國家に對する責務なり。

我國の皇室は、君主の皇室たるのみならず、又國家の皇室なり。皇室と國家とは、一體にして分つべからざる關係を有す。而して歴代の天皇が臣民を愛撫し給へることは、猶ほ父母の子孫に於けるが如く、

臣民は又皇室を大宗家と仰ぎ、親に事ふる心を以て、之に事へ奉れり。かくて我等が國家に對するは、家門に對すると異なることなく、天皇陛下に對するは、嚴父慈母に對すると異なることなし。是れ忠孝一途に出で、二事にあらざる所以にして、我國の萬國に卓絶せるは、其の原因實に此に存す。

且つ夫れ、我國今日の文化は、歴代の天皇相繼いで國家を統治し、其の發達進歩を企劃し給ひし結果にして、古來我が民族皆其の風化に浴せざるはなし。されば我等臣民たるもの、忠孝彝倫の教は、皇祖皇宗の立て給ひし遺訓にして、我が建國の基礎なること



を念ひ、益祖先の遺風を顯彰し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべきなり。

御製

とこしへに民安かれと祈るなる

わが世を守れ伊勢のおほかみ

萩の戸の花にやどれる月かげは

賤がかきねもへだてざるらむ

いにしへのふみ見る度におもふかな

おのが治むるくにはいかにと

第二章 國

第一節 國家の成立

人は、一人にて生活すること能はず、故に必ず家族を爲す。家族は、孤立して生活すること能はず、故に必ず社會をなす。然るに社會を統御する主權なくば、其の安寧幸福を完うすること能はず、是に於てか國家といふもの起る。

抑も國家は、一定の領土に據れる一定の民族の、獨立の統治權によりて、統治せらるゝ團體にして、合同生活の最も發達せるものなり。されば國家とは、常に人々の群居聚合して生存するをいふにあらずして、其の團體に屬する各個人が、自ら其の團體中の一



分子たることを自覺し、以て合同生活を完うするをいふ。それ領土は國家の體軀とも謂ふべく、國家の成立に缺くべからざる要素なり。即ち彼の遊牧民族の如く、居住の不定なるものは、未だ以て國家を成すこと能はず。次に、民族は國家成立の實質的要素にして、縦ひ土地ありと雖も、これに永續して定住する民族なければ、國家は固より成立せざるなり。尙ほまた國家には、其の組織の中心たるべき最高獨立の統治權なかるべからず。統治權は實に國家の生命の繋がる所にして、是れなくんば、以て國家の秩序を保ち、國民の生活を安全ならしめ、一國の獨立を維

持すること能はず。かくの如く、一定の領土一定の民族及び獨立の統治權は、國家成立の三要素たるなり。

世界中、國家の成立せるもの、數ふるに違あらずと雖も、未だ我國の如き、美はしき國家はあらざるなり。我國は、彼の諸外國の如く、人民ありて後に、君主の興れるが如きものとは、全く建國の由來を異にす。而して上には萬世一系の天皇君臨ましまして、至仁至慈、以て下萬民を率ゐ給ひ、下には概ね其の祖先を同じうせる一大民族ありて、古來誠忠を勵み、以て國家を擁護せり。たまく外國より移住し來れるもの



も、亦何時しか同化せられて、殆ど同一族の如くなれり。要するに、日本民族は一大血族なり。されば、其の團結力甚だ鞏固にして、屢國難に際會するも、上下心を一にし、未だ嘗て外國の汚辱を受けたることなく、悠悠數千載の間、能く國體の尊嚴を維持し、國光年を逐ひて、益發揚するに至れり。

かゝる美はしき國家に生れ來れる我等は、實に無上の幸福なりと言はざる可からず。我等豈に奮勵一番、以て報國の務を盡し、又以て列聖の宏謨を贊げ、我等が祖先の遺風を顯彰せずして可ならんや。夫れ平素健全なる精神なく、不斷向上の理想なき國家

は、其の發達得て期すべからず。我等は將に祖先の遺志を繼紹し、古を承けて今を興し、前を繼ぎて後を啓き、而して廣く智識を宇内萬邦に求め、採長補短、益我が固有の美德を發揮して、世界の文明に貢獻し、人道の完成を圖り、以て後世子孫をして益、偉大を成さしむることを期せざるべからず。是れ我が國民の理想にして、また我が帝國の天職にあらずや。

天の下國はおほげどかむるぎの

うみなしませるおほやしまぐに (玉鉾百首)

百八十と國はあれども日の本の

これのやまとにます國はあらず (同)



## 第二節 國體

國家の成立に就いて、統治權の缺くべからざる要素なること、前節に於て之を述べたり。而してこの統治權の所在に依りて、こゝに國體の別を生ず、即ち統治權若し君主一人にある時は、之を君主國體といひ、人民一般にある時は、之を民主國體といふ。

我が國體の字内に冠絶せることは、我等臣民の外に誇示する所なり。皇祖建國の當初より、萬世一系の天皇億兆に君臨ましまして、國權を總攬し、統治の大權は、常に其の掌握し給ふ所たり。時に世運の

推移に隨ひ、朝臣武家の跋扈せしことありと雖も、要するに、主權行用の形式に變遷ありしのみにて、主權の所在に至りては、依然として異なる所なし。是を以て、時に政體の變遷ありしと雖も、國體は、萬世を通じて動かず、明治憲法の制定に由りて、益、其の基礎を固くしたり。之を彼の君主の廢立常なく、人民の離合定まりなく、常に政體の變遷あるのみならず、國體も亦之と共に其の常型を更ふるが如き歴史を有する國に比するに、其の性質の優劣、其の品位の高下、常に霄壤の差のみにあらざるなり。されば、斯る國體の下に在る我等臣民は、益、其の光輝を宣揚し、又之を



後代に傳ふる責務を有するなり。

國體は前述の如く、もと主權の所在に由りて定まるものなりと雖も、之を廣義に解するときは、一國家の、他の國家と異なる所以の特色をいふ。國家の特色は、常に政治慣習の上に止まらず、道德の上に於ても、亦之あり。蓋し道德は、遠く宇宙に淵源し、深く人性に根柢し、古今東西を問はず、其の大本に於ては異なる所なしと雖も、其の實行の方法に至りては、時と處とに隨ひて同じからず。

例へば、我國には我國固有の事情あり、此の固有の事情に適應して、國民道德發達し來れり。而して此

の國民道德を發揮するは、我が民族の長處を宣揚し、我が國體の貴きを示す所以にして、我等の銳意努力せざるべからざる所なり。

國體は一國の生命なり。故に國體の精華を發揮するは、國民の天職にして、一國の獨立を持続し、益其の國威を伸張する所以なり。國民教育の要、亦實に之に外ならざるなり。

物皆はかほりゆけどもあきつ神

わがおほきみの御代はとこしへ (玉鉾百首)

吉田松陰曰く、國體と云ふは、神州は神州の體あり、異國は異國の體あり、異國の書を讀めば、兎角異國



の事のみを善しと思ひ、我國をば却て賤みて、異國を羨む様に成行くこと、學者の通患にて、是れ神州の體は、異國の體と異なる譯を知らぬ故なり。

### 第三節 臣 民

臣民は國家を構成する分子にして、國家と其の運命を同じくす。即ち國家の隆昌は臣民の繁榮に依り、臣民の繁榮は國家の隆昌に依る。されば、我等日本帝國の臣民たる者は、如何なる道を踐まざるべからざるか。勅語に曰く、『克ク忠ニ』と、この『忠』の一字こそ、實に我等が陛下に對して、盡し奉るべき唯一の

道なれ。

然らば、如何にせば我等は忠を致し、臣民の道を全うし得べきか、他なし、我等はたゞ當に陛下の大御心を以て心として、始めてこれを全うし得べし。畏くも、陛下が日夜我等を軫念あらせらるゝことは、時々の詔勅、又は御製を拜しても、察し奉らる。苟も陛下の大御心を以て心とせんと欲するものは、克く夫の『學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ知能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ』てふ聖意を奉體せざるべ



からず。

尙ほこゝに注意すべき一事あり。そは前に言へるが如く、國家の隆昌と臣民の繁榮とは、實に相依り相扶くるものなるが故に、我等が眞の安寧幸福は、國家の下にありて、始めて之を達し得べく、國家の福祉は、やがて我等の幸福なること是れなり。されば、國家が如何に臣民を保護すと雖も、我等臣民が協同一致して、衷心より國家の權力に服従するにあらざれば、國家は完全に臣民を保護すること能はず。國家の保護と臣民の服従とは、相依りて功を奏するものにして、決して其の一のみ存在することなし。而し

て我等の直接の利害又は一時の利害は、必ずしも常に國家永遠の利害と相一致するものにあらざれば、此くの如き場合に際しては、我等は常に一身の利害を棄て、國家の利害を重んぜざるべからず。國家に服従し、國家の存立を擁護するは、これ臣民たる者の第一の本務なり、ゆめ忘るべからず。

君が代を思ふ心の一筋に

我身ありとは思はざりけり (梅田雲濱)

#### 第四節 國憲國法

我國の憲法は、今上天皇陛下が明治二十二年二



月十一日に發布し給ひしものにして、陛下の御仁徳に基づきて、此の發布を見るに至りしこと、萬國に比類なき所なり。今其の趣意とする所を云へば、先づ統治者の権限を明かにし、又臣民の身體財産名譽等に關する権利を保障し、次に臣民をして、國政に參與せしむる方法を定め、以て一般の安寧秩序を維持せんことを期す。

憲法は、國家の組織秩序を定むる大典にして、諸種の法律命令の由つて出づる所の根本法なり。是を以て、憲法を重んずるは、國家に對する責務の基礎たることを知るべし。

國法即ち法律命令は、國家と臣民との關係、及び臣民相互の關係等を規定せるものにして、人々是に由りて公權私權を享有す。而して此の法律命令に規定せることは、臣民に對して、絶對の服従を要求するものにて、臣民は、如何なる事情ありとも、之を犯すことを得ず。されば臣民たるものは、共に俱に國法に遵ひ、不義不法の其の間に行はれざらんことを期すべきは勿論、假令ひ法令に不備不當の廉ありとも、之を理由として、其の未だ改められざる内に、之を破らんとするが如きことあるべからず。然らずば、遂に國家の秩序を紊し、平和を害するに至るべきなり。



## 第五節 忠君愛國

我等が安全に衣食し、生長し、學問し、遂に一個の獨立せる臣民となりて、社會に業務を營むことを得るは、國家の制度其の宜しきを得るに因る。されば臣民たるものは誠意誠心を以て其の國家を愛護し、其の恩義に酬ゆる精神なかるべからず。是を愛國心と云ふ。今夫れ父母は固より愛せざるべからず、子孫も亦愛せざるべからず、兄弟夫婦朋友も亦互に相愛せざるべからずと雖も、是等一切の愛情を包含するものは、即ち愛國の心なり。何となれば、國家の安

危は、直に我が家族親戚朋友等の休戚に關するものなればなり。

是を以て、一旦緩急あるに及んでは、一身を擲ちて毫も他事を顧みず、必ずや國家の獨立を維持し、誓つて他國の羈絆を受けざらんことを期すべきなり。蓋し國家の獨立は、個人の生命よりも重し。個人の生命は、或は之を犠牲に供すべきことあるも國家の獨立は、如何なる場合に於ても、必ず之を維持せざるべからず。即ち自國の獨立の爲には、各個人の生命財産其の他一切の事物を賭して、之に當るの覺悟なかるべからず。此の獻身的覺悟ありて始めて眞に



國を愛するものと謂ふべし。國の強きは、主として愛國心の強きに因る。愛國心は、實に國家の元氣なり、生命なりと謂ふべし。

愛國の心は、單に國家の獨立を維持するのみを以て足れりとすべからず。更に進んで、國家の繁榮を計り、其の地位を進むることを務めざるべからず。今や宇内の形勢は、國と國との競争益劇しく、何れの國と雖も、優勝劣敗の數に漏るゝこと能はず。此の間、に介在して、國家の體面を全うせんことは、決して容易のことにあらず。須らく國民一致して、學術技藝を進め、國民の品位品格を高め、一方にては、兵備を

整へ、又殖産興業を盛んにして、國力の充實を計り、以て國光を中外に宣揚せざるべからず。徒に一己の利益にのみ汲々として、國家永遠のことを慮らざるものは、嘗に愛國の精神なきのみならず、又實に國民の本分を忘れたるものと謂ふべし。

之を要するに、愛國の精神は、國家を持続し、又之を發達進歩せしむるに必須なる要素にして、我國にては、遠く歴史に淵源し、深く國民の心底に浸潤す。而して愛國の精神と忠君の心とは、相待ちて我が國體の精華を發揚するものにして、忠君と愛國とは、決して二途に出でざるなり。是れ我が國民の、特に留意



すべきことなりとす。されば、萬一愛國の誠心を嘲笑するが如き風習を生ぜば、是れ實に國家に取りて容易ならざる不祥の徵候なり。我等は其の初期に當りて、根柢より之を剪滅せざるべからず。

然れども、初めより一意外國を侮蔑して、獨り我國のみを尊大視するは、愛國の精神を誤解せるものなり。蓋し我國の狀態を審にせず、又世界の大勢にも通せず、猥に矯激なる言論をなして、國家の爲に盡さんとするは、國家の安寧に利する所なくして、却つて國家の大患を惹き起すものなり。されば我等國民たるものは、徒に自尊自大にして、他を輕視すること

なく、審に内外の形勢を察して、徐に富國強兵の方法を講ずることを期すべきなり。

敷島のやまと心を人とは

朝日に匂ふ山ざくら花

(本居宣長)

君のため世のため何かをしからん

すて、かひある命なりせば

(宗良親王)

### 第三章 家

#### 第一節 家

合同生活の最も自然なるものは血族團體なり。父母を同じうする人々が、父母の慈愛の保護の下に、



相依りて團結するは、即ち家を成す所以にして、實に人情の自然に基づくものなり。而して此の血族團體は、或は利害の關係に由りて集合し、或は契約を以て合同を維持するものと異なり、その團結や全く自然に出づるが故に、頗る鞏固にして、其の交情の深厚なる、殆ど他に比すべきものなし。

人類は、此の家族の制あるに由りて、始めて其の歴史を有し、其の存續を完うし、各人安全に起居寢食をなし、人生の快樂を享くることを得るなり。若し家族の制なくして親子兄弟互に離散するとき、人生の意義果して何處にかある。我等は家族を措きて

到底其の安息の場所を求むるを得ず。思へ、我等が終日孜々として其の業務に盡し、心身共に疲勞したるを慰むるものは、實に和氣霽然たる一家の團欒にあらずや。家族の間には祕密なく、詐偽なく、虚飾なく、唯、自然の愛情を以て満さるゝのみなれば、人は皆其の家族によりて、始めて眞の快樂を享くることを得べし。而して家族一人の喜憂は、即ち一家の喜憂にして、一家の利害は、即ち家族各自の利害なれば、家長として、妻子眷族の幸福を禱らざるはなし。斯くて一家の幸福増進すれば、國利民福亦従つて増進す。家族は實に社會國家の幸福の基礎をなすものなり。



と謂ふべし。

我國に於て、社會組織の基礎となれる家族制度は、もと西洋諸國にも之ありしと雖も、彼に於ては、夙に其の形體を一變して、今は殆ど昔日の遺風を止めず。されば、今日彼の國に於て家と稱するは、同一の家屋内に於て、共同生活を爲す所の現存の夫婦子女等の團體を指すに外ならず。故に家族は唯一代の生活にして、數代、數十代の生活にあらざるなり。而して今日猶ほ依然として家族制度を存し、古來の特色を有するもの、世界廣しと雖も、獨り我國あるのみ。我が日本は、永く此の制度を維持せるが爲に、國民の統

一を容易にし、協同一致の精神を涵養し、義勇奉公の氣象を訓練し、以て我が民族の發展を大ならしめたり。我等は深く思を此に致して、益、此の美風の養成に努めざるべからず。

猶ほ國に憲法、法律、風俗あるが如く、家にも亦各その家風なるもの有りて存す。是れ實に一家存立の理由にして、之あるが爲に、一家の獨立を維持し、其の秩序を整頓し、平和幸福を増進せしむることを得るなり。されば家長及び家族は、何れも我家の家風を重んじ、一致戮力、益家運の振興を圖らざるべからず。人の子孫たる者は、其家の先祖の家法をよく守り



て失はざれば、たとひ其子孫才力なしと雖も、よく其家を保ちて、いつまでも長久なり。……  
 其子孫才力聰明すぐれたる人ありとも、始めて家を持ち立てたる先祖には及びがたし。若し其子孫利口にして、先祖の定め置きたる法は昔の事に於て今の世に合はざるとして、其先祖をないがしろにして、其法を破り、新法を立つれば、必ず其家亡ぶ。先祖の法を手本にして守り行はば、其家いつまでも長久なるべし。  
(貞原益軒)

一家仁、一國興、仁。一家讓、一國興、讓。  
(天學)

第二節 祖先

我等は祖先を敬愛せざるべからず。祖先を敬愛するは、本に報い始に反る所以にして、人情の自然に出づるものなり。然るに、人或は父母を敬愛するを知りて、祖先を敬愛すべきを思はざるものあり。是れ實に理義を辨へざるものと謂ふべし。何となれば、父母の元は祖先にして、祖先ありて、始めて父母あるを得ればなり。父母と祖先とは、元一體と云ふも不可なし。是を以て、我等は父母に事ふる心を以て、宜しく祖先に對すべきなり。祖先に事ふる道は他なし、其の恩徳を感謝して、祭祀に敬を致し、且つ能く



その遺業を成就して、其の名を顯はさんと努むること  
と是なり。

抑も我等の家族は、系統ある歴史を有し、祖先以來、  
代々繼續して、永く斷絶することなし。是を家門と  
いふ。而して此の家門の系統を承けて、益、其の遺風  
を顯彰するは、實に子孫たるもの、責務なりとす。  
蓋し家門を重んずるは、我が國固有の美風にして、是  
に由りて、國民の道德を鼓舞すること、決して尠少な  
りとせず。是を以て、祖先を辱め、家名を墮す等の事  
あらば、即ち父祖に對しては孝道を缺き、家門に對し  
ては責務を怠りたるものにして、我が國人の大に恥

づる所なり

我が國人は、概ね同一族より出でたるものにして、  
我等の皇室に對するや、君民の關係あると共に、又宗  
家、末家の關係を有す。故に我國に於ては、忠孝は一  
にして二ならず。古來是を忠孝一本といふ。隨つ  
て祖先と家門とに對する心は、即ち皇室と祖國とに  
對する心なり。是れ實に我が國體の特色にして、又  
其の宇内に冠絶せる所以なり。

宗廟致敬、不忘親也。修身慎行、恐辱先也。

(孝經)

無念爾祖、聿修厥德。

(詩經)



## 第三節 親子

親子の關係親密なるは、實に人情の自然に出づ。その間、殆ど自他の差別なく、子は親を敬愛し、親は子を愛護す。この至情は、是れ一切道德の根源にして、百行の基となるべきものなり。

我れを生み、我れを養ひ、我れを愛撫し、我れを教育し、以て我れをして此の世に獨立の生活を營むことを得しむるもの、これ實に父母養育の恩恵にあらずや。父母ありて、始めて此の身あり。父母の養育厚くして、始めて生長す。之を他の動物に比するに、吾人人類の生長に要する所の歲月は、迥に彼れに過ぎ

たり。殊に高等教育を受けて、獨立自活せんとする迄には、少くも二十年以上の歲月を要す。其の間、衣服飲食等總て父母に俟つ所あるを免れず。然らば、子たるものは、須らく父母の鴻恩を心肝に銘じ、平素孝養を盡して、以て其の萬分の一に報いんことを忘るべからず。

孝行の要は、從順と愛敬とにあり。從順とは、十分の誠意を捧げて、父母の訓誨及び命令に服従するを云ふ。父母は、其の子を教導して、高尚なる人格を造らしめ、以て將來の幸福を得しめんことを希ふものなれば、其の教訓は、常に道德に適ひ、其の命令は、必ず



慈愛より出づ。時に或は酷薄なるが如く見ゆることあるも、それは却つて慈愛の切なるに由れり。されば、子の親に従順なるは、人の責務を躬行實踐する端緒なりと謂ふべし。萬一父母の命令にして、道理に合はずと確信するときは、須らく其の信ずる所を陳述し、父母をして、罪過に陥り、悪名を成さしむることあるべからずと雖も、子にして父母を諫むるは、其の心を害ひ易きものなれば、宜しく時機を計り、又語氣を和らげて、之をなすべし。如何なる事ありとも、決して従順の精神を失ふべからず。

愛敬とは、十分なる愛情に加ふるに、尊敬の意を以

て、父母に事へまつることなり。父母の、子を思ふこと切にして、全く我れあるを忘れ、子の父母に對して、一種特別の親愛を感じるは、もと其の骨肉の關係を有するが爲にして、全く自然の情に出づ。若し子として、親に對し、何等の愛情もなからんか、何ぞ道路の人と擇ぶ所あらん。若し又愛情ありとするも、尊敬の念なからんか、自ら父母を輕蔑して、孝道に背くに至るべし。然らば則ち父母を敬愛するは、人倫の至重至大なるものなること、問はずして明かなり。是を以て、凡そ子たるもの、父母に對するには、氣を下し、色を和らげて、其の心を悦ばせ、且つ之を安んずる



ことを務むべし。常に嚴肅の態度をのみ持するは、親に事ふる所以の道に非ず。而して父母を敬愛するは、獨り父母生前の間にのみ止むべからず。其の死するに及んでは、禮を盡して之を葬り、常に其の鴻恩を追懷して、永く香花を絶たざらんことを期すべし。

子女を愛護するは、親たるもの、本務なり。然れども、徒に其の愛に溺れて、教養の方法を誤ることあらば、其の愛は却つて仇となりて、親たるの本務を傷くべし。親たるもの、子女を愛護し、教養するに當りては、唯己が子女なりとのみ思ふことなく、其の家の

子孫たることを念はざるべからず。即ち子女を愛護し、教養するは、常に親たるの責務を果すのみならず、又其の家門に盡し、其の祖先に報ゆる所以の道なることを忘るべからず。又廣く之を言へば、子女は悉く國家の一員なり、人類の一員なり。之を愛護し、之を教養するは、即ち國家の爲に盡し、人類の爲に盡す所以なることを自覺せざるべからず。随つて子女の教養につきては、父母自ら其の行を慎み、其の身を修めて、躬自ら善良なる模範を示さんことを要す。蓋し凡百の德育中、最も明確に且つ永久に、而かも最も深刻に印象を與ふるものは、模範實例に如くもの



なし。而して父母の模範實例ほど、著大なる感化を  
與ふるもの、他にあらず。善良なる人の多くは、善良  
なる家庭より出づること、豈に偶然ならんや。

凡そ子たる者、長じて成年に達すれば、各自營の計  
を爲さざるべからず。嫡子として其の家を相續す  
る者は、其の家業に勉勵すべく、又別に一家を興さん  
とする者は、獨立して各自適當なる職業を求むべし。  
而してかゝる場合に於ても、常に父母の教訓を守り、  
敢て其の意に背くことなからんことを期すべし。

孝百行之本也。(孝經)

親の體を養ふことは得たりといふとも、心を喜ば

しむる道缺けては孝とし難し。此理を知らざる  
者は一旦の怒に此身を忘れ、禍を父母に及ぼし、或  
は妻子に別れ、愛執の念深く、憂に沈み、憔悴と疲れ  
かじけ、親の心を憂へしめ、或は色に耽り、藝に荒み、  
業を怠り、家を破り、或は大酒大食して病を生じ、或  
は獵漁を好み、又は鬭諍を愼まず、身を危うし親の  
劬勞を顧みざる、是等の箇條を愼まずんば、大不孝  
とすべし。孝の行萬般なりと雖も、樞要は親の心  
をよく知り、愛敬を以て従ひ、喜ばしむるに如くは  
なし。日月流るゝが如し。父母の壽、我が行の改  
まるを待たずんば、千悔聲を失ひ、血に泣くとも、枯



塚松柏の風のみ、誰か答へんや。牌前金玉の具を  
なさんよりは、生前藜藿いぶくの養に父母の喜ばしき顔  
色を見んには如かじ。（民家童蒙解）

#### 第四節 夫婦

夫婦は人倫の大本にして、一家の基礎なり。され  
ば、夫婦たるものは、互に相依り、相助けて、其の家を維  
持し、之を子孫に傳へ、又常に各、その分を守り、家の爲  
には一身を捧げて、家運の隆昌を圖らざるべからず。  
夫婦の道は、相愛と相敬とに在り。夫の妻を愛護  
し、妻の夫に従順にして、貞節を守るは、抑一家の秩序

を維持する所以の道なり。然れども夫婦の間、唯、相  
愛することのみを知りて、相敬することを知らざる  
ときは、却つて相狃れて禮を失ひ、遂に不和を招くに  
至るべし。故に夫婦の道は、相愛すると共に、敬意を  
失はず、互に禮を守りて、狃るゝことなきを要す。此  
くの如くなれば、夫婦相和し、一家の秩序整ひ、子孫も  
亦いつしか此の美風に薰化せらるべく、遂には一國  
の美風をも養成するに至るべし。  
貞操の徳は、獨り女子にのみ必要なるにあらず、其  
の操行を高潔にし、貞節を堅持すべきは、其の夫たる  
と妻たるに依りて差異あるにあらず、何れも共に



守るべき最大本務たるなり。

それ主夫主婦は一家の中心なり。其の家門に對し、其の祖先に對し、其の家族に對し、最も重大なる責務を有す。其の一家を興し、其の祖先を顯はし、其の家族を統率し、以て益家運を昌盛ならしむるもの、亦實に主夫主婦の雙肩に繋る。主夫主婦にして、其の道宜しきを得んか、家運の隆昌期して待つべく、若し夫れ道を失はんか、家運の衰滅立ち所に至らん、而して一家の和合不和合は、獨り其の一家に止まらず、其の禍延いて國家に及ぶことなしとせず。之を東西の歴史に徴するに、國家氣運の振はざる時代は、大概

家族の風儀紊亂せる時代なり。是に由りて之を觀れば、夫婦の關係は一家の小事として、之を輕視すべきにあらざるなり。

夫婦は各一家の事務を分擔して、一致協同、以て其の家を齊へざるべからず。而して夫は主として職業を執り、社會に出て、公私の事に當り、妻は主として家事を治め、子女の養育を掌るべし。夫の本分は一家の扶持にあり、妻の本分は内助にあり。是れ獨り我が國風なるのみならず、凡そ男女の體質性情の差、亦自ら然らしむる所なり。而して夫婦互に他の任務を尊重し、各その性行を高潔にし、以て精勵努力



するときは、獨り一家の繁榮を來すのみならず、又以て國家の隆盛を資くる所以なり。

夫婦は和らぎ睦しき中に、男女の差別あるを本意とすべし。男は外を治め、内さまの掟を好まず。女は表向の事をいろはず。只内外の差別みだりならざるをよしとす。然る故に、聖人夫婦の間に於ては、別の一字を不易の法と定め給ふ。所謂夫婦に別ありといふ一句は、長く夫婦の掟たるべし。

(室鳩巢)

君子之道、造端乎夫婦、及其至也、察乎天地。

(中庸)

第五節 兄弟姉妹

家族の中に在りて、父母に次ぎて盡すべきは、兄弟姉妹に對する責務なり。兄弟姉妹の道は、分ちて三とす、友愛、扶助、寛容これなり。

兄弟姉妹は、一幹より生ずる枝葉の如く、血族の甚だ近きものにて、一家の内に生れ、一家の内に養育せらるゝものなれば、其の相愛すべきこと多言を要せず。されば兄弟姉妹は、互に友愛の情を盡して、苟も牆に鬩ぐが如きことあるべからず。蓋し兄弟姉妹相親しみ、相愛するは、人性の自然に出づるものにして、是によりて、一家の和樂を完うするは、即ち父母に



孝

孝なる所以なり。

兄弟姉妹は、多少年齢の差あれども、親子の如く甚だしからず。されば一家族中にて、其の生るゝより死するまで、相親しむ歲月の最も長きものは、兄弟姉妹なり。是の故に兄弟姉妹は、幼時父母の膝下に嬉戯したりし時の親密なる關係を繼續し、相謀りて事を成し、何事によらず、相救ひ、相助けて、ともどもに其の成功を企圖すべし。殊に兄弟は、其の年齢の多きだけ、知識・經驗共に弟妹に勝れたるを以て、常に保護の責に任じ、父母を扶けて、其の模範たらんことを務むべし。決して其の年長を恃んで、弟妹を婢僕の如

く使役すべからず。又弟妹に於ても、兩親に次ぎて、兄弟を敬ひ、能く其の教訓指導に遵ふべきなり。他日兄弟姉妹已に長じて、父母の家を離れ、各一家族を成し、其の地位を異にすとも、其の友愛は、前日と異なることなかるべし。

兄弟姉妹、時に或は禮愛を缺くことありとも、互に之を寛容して、猥に詰責すべからず。是れ友愛の情を維持し、扶助の徳を完うするに於て、極めて緊要の事なりとす。

斯くの如く、兄弟姉妹互に相愛し、相助け、相寛容するときは、一家和合して、楽しき生活をなし得べきも、



若し之に反するときは、嘗に一家の和睦を損じ、父母に孝ならざるのみならず、又遂には、自己の身の上にも、不幸を招くに至るべきなり。

兄弟は同親同體にて共に親より分けられたる體とは誰も知りたる事なり。我身を輕んじて少しにても傷くる事は親の體を傷くるも同前にて、兄弟を疎にするは我體を疎にする也。……我子より親の子を疎末にするは違へるに非ずや。親の足を踏みては恐るべし。我子を踏みて恐るゝ者はあらし。此くの如き道理を辨へず。我子の十分一も兄弟を思はず。纔の欲に骨肉を斷ち、憎む

こと仇敵の如くするは、不孝不悌の甚しき也(民家分量記)

兄弟鬩于牆、外禦其務(詩經)

第六節 親族

父母兄弟姊妹等の外に、血縁を有するものにして、別に家族をなせるもの、之を親族といふ。親族は、其の源に溯れば、皆共に一家の人に非ざるはなし。是を以て、親族相親しむは、實に父母に孝に、兄弟に友なる所以の道と異なることなし。されば親族は、其の業を異にし、其の居を隔て、或は貧富貴賤の差等ありとも、常に相往來し、禍福相問ひ、吉凶相尋ね、利害を共



にして、窮乏を救ふこと、猶ほ一家の人の如くせんことを務むべし。尊卑上下の別を立てて、親族間の交情を害するが如きは、深く注意すべき事なり。殊に近親を愛護せずして、反つて他人を愛護し、親族に疎遠にして、反つて他人に親厚なるが如きは、事理の本末を顛倒したるものと謂はざるを得ず。

親戚をば、時々まねきて饗應すべし。しからざれば情うとくなる。食品はうすくし、情意は厚かるべし。(貝原益軒)

富貴の家に貧賤なる親戚の出入するは、主人の仁愛の篤きことあらはれて、其家の面目とすべし。

斯る人の來るを恥づべからず。(同上)

親戚故舊朋友の貧しき者、我が財物を借らば、我が力に従ひて財を與ふべし、貸すべからず。與ふれば我が仁愛の道行はれて、我が心に快し。彼も我が恩に感ず。凡そ借る者は貧しく財なき故に借る。借りて返せば愈貧しくなる故に、極めて廉直の人に非ざれば、返すこと稀なり。初め貸さざる恨は少にして、借りて後返さざるを此方より乞ふ時、借れる者のうらみいかりは甚だ深し。(同上)

第七節 僕 婢



僕婢は、一家の血縁を有するものにあらずと雖も、我が家に住し、我が家事を助くるものなれば、親族に次ぎて、甚だ親密なる關係あるものなり。而して我等は、家族に對すると同じく、又僕婢に對して責務あり。即ち報酬及び愛憐は主人の道にして、從順と忠實とは僕婢の道なり。

僕婢は、貴重なる身體意志の自由を殺ぎて、人に事ふることなれば、極めて不幸の境遇に在るものとす。故に主人は、僕婢に對して、常に愛憐の情を持し、適當の業務を課する外、限りなく之を使役すべからず。而して約束したる報酬は、必ず之に與ふべきは勿論、

其の功勞に對しては、宜しく之に酬ゆる所あるべきなり。又餘暇あるときは、其の教育の不足を補ひ、其の徳性の涵養を助くべし。彼等も亦同じく人の子なればなり。

僕婢は、一家の經濟風儀に對して、大なる關係あるものなれば、能く其の人物を選擇せんことを要す。殊に子女の侶伴となるものは、一層綿密に注意せざるべからず。然れども、僕婢の選擇如何に綿密なるも、主人の指揮にして、其の宜しきを得ざるときは、決して其の用をなすものにあらず。故に僕婢を使用するものは、己れ先づ僕婢の爲すことに通曉して、適



度に業務を課し、常に其の指導監督を怠るべからず。年少のものは、動もすれば僕婢の従順なるに乘じ、之を輕蔑して、恰も我が手足の如く使役せんとするに至る。是れ甚だ善からざることなり。今日の僕婢は、既に昔日の奴隸の如き者に非ざれば、之を使用するものは、これに對する責務を盡すことを忘るべからず。

又僕婢たるものは、従順に主人の命令を守り、其の監督あると然らざるとに拘らず、忠實に事を爲し、一點不正の念慮あるべからず。

奴婢を使ふに、心は惠深くして、禮法は嚴しく立つ

べし。法忽なれば、侮りて罪を犯し、咎に陥る。賤しき者は、法忽なれば、怠りて惡に陥り、咎を犯し易し。憐むべし。凡そ下部しもなどを使ふにも、心を用ひて侮らず、又下部に侮られず、法を犯されず、怠らしめざるがよろし。又不慈にして彼を苦しめ、所を失はしむべからず。陶淵明が一僕を子に與ふる文に、これも亦人の子也、よく遇すべしといへり。法とすべし。(貞原益軒)

雪の日やあれも人の子樽ひるひ (二 茶)

#### 第四章 社會合同生活



## 第一節 社會

希臘の賢哲アリストール曰く、『人ハ社交的動物ナリ』と、實に人は離群索居して、其の生存を完うすること能はず。是を以て其の配偶を求め、其の子女を養ひ、以て一家を構成す。然るに家族は、各自孤立して相互に交通することなきときは、常に寂寞を感じずるのみならず、時としては飢餓凍餒に陥るを免れず。是に於てか人は血族の關係あると否とを問はず、各其の長處に隨つて執る所の業務を異にし、これに由つて相互に其の利益を交換し、正義相守り、危急相扶け、一個の結合團體を組織して、其の生存の幸福を共にせんことを圖る。是を社會といふ。

社會の構成は、本と人間自然の社交性と、經濟生活の需用とに基づきて起りたるものにして、其の範圍の廣狹に一定の界限あることなし。之を小にしては、一郷一黨の公衆より、之を大にしては、四海萬邦の人類に至る。而して國土人種言語の親近せる人民相集りて、一定の領域を劃し、獨立唯一の主權に由りて統治せらるゝときは、之を稱して國家といふ。國家は畢竟一種の社會に外ならざるなり。

此くの如く、人は家族の中に生長し、又其の中に生息すると同時に、社會の中に生活するものにして、家



族と社會とは、人類生存の上に於て、寸時も分離することを得ざるものなり。されば我等は家族に對すると同じく、社會に對しても亦責務なくんばならず。社會に對して盡すべき責務とは何ぞや。是を明かにせんが爲に、我等は先づ社會を構成するに至りたる、合同の精神を知らざるべからず。

## 第二節 合同の精神

前述の如く、人類の社交性に基つき、人々相集りて合同の生活を成すもの、是を社會と謂ふ。既に合同生活といふ以上は、單に衆人烏合して生活するの謂

にあらず、互に相依り、相扶けて、合同の利害關係を有するを云ふ。蓋し我等は社會を離れて生存すること能はず、換言すれば個人は常に社會の一員として生長し、活動するものなり。譬へば、社會は個人の集合より成る所の有機體の如く、個人は其の一部をなせる細胞の如し。社會と個人との關係、密接不離なること、是の理を推して知るべきなり。

加之、我等は社會的生活を爲すが爲に、社會より享くる所の恩惠頗る廣大にして、殆ど量り難きものあり。今試に各人生活の資料の出處を考ふるに、一として社會の供給に仰がざるはなし。言語學問美術



道德・風俗・習慣等も、社會の組織を待ちて、始めて存在し、其の他、衣食住を始めとし、我等が日常享有する必需品も、皆同じく社會の産物なり。又交通・運搬・通信等の機關も、社會の經營する事業に係れり。是を以て、我等の安寧・幸福は、其の細大に論なく、總て社會の直接若しくは間接に與ふる所の恩惠にあらざるはなし。果して然らば、我等は當に其の恩惠の廣大なるを思ひ、之に報ずるの精神を以て、和衷協同、社會の健全を希求し、其の進歩を企圖せざるべからず。

然らば、如何にせば我等は和衷協同、以て其の健全と進歩とを企圖し得べきか、他なし、たゞ公共的精神

を以て公共的行爲を爲すにあり。凡そ社會の利とする所は亦個人の利にして、社會の害とする所は亦個人の害なり、二者真正の利害は互に一致すべきものにして、社會永遠の利害と一致せざる個人の利害は、個人にとりても、真正の利害と云ふべからず。然れども、人は一時の利害に執著して、社會永遠の利害を顧みざることあり。かゝる場合に、社會の爲に自己の利害を犠牲に供すること、之を公共的行爲と謂ふ。この私を捨て、公に殉ずるの心、即ち是れ公共的精神なり。

個人の利害は、其の關係する所狹小にして、其の存



すること暫有なりと雖も、社會一般の利害に至りては、其の關係する所、極めて廣大にして、其の存することも亦比較的久遠なり。この狹小にして暫有なるものを捨て、廣大にして久遠なるものに就くこと、之を私を捨て、公に殉ずと謂ふ。抑個人が自己の利害を捨て、社會の犠牲となるは、徒に個人を亡ぼすものにあらずして、却つて之を社會の大に推讓して、其の生命を永遠ならしむる所以なり。而して之を古今の歴史に徴するに、この公共的精神盛んなれば、則ち其の社會は繁榮に趣き、この公共的精神衰ふれば、則ち其の社會は衰亡に陥るを觀る。されば公共

的精神は、社會合同生活を爲すに、缺くべからざる絶對の要件なりと謂ふべし。

既に、國家は一社會なることを言へり。されば愛國心も亦公共的精神の一種たることを言を竣たず。而して我が國民の愛國心に至りては、其の熱誠實に世界無比の觀ありと雖も、其の他の公共的精神に至りては、之を歐米國民に比して、遜色あるものなしとせず、即ち公德心の薄弱なるが如き、其の一例なり。蓋し多くの人は公共物とし云へば、確定せる所有者なきものとし、従つて之を毀損し押領するも、直接に個人を侵害することなきが如く思ひ、之に對して不



徳の行爲をなして顧みざるの觀あり。是れ我が國民は、未だ社會と個人との關係、密接不離なるの理を知らずして、公德心の薄弱なるに由る。我等豈に猛省せずして可ならんや。

尙ほ此の公共的精神の缺乏は、獨善主義となり、或は極端なる利己主義となることあり。獨善主義とは、徒に此の社會を惡視して、我身を置くべき所にあらずとなし、山野に隱退して、己れ獨りを全うし、身を屑うせんとするものなり。利己主義とは、自己一身の利害にのみ汲々として、己れを利する外、毫も他を顧みざるものなり。此等は、皆社會と個人との關係

を無視し、合同の精神を理會せざるに由る。我等は飽くまでも、此の二主義を排斥して、公共的精神の發揮に努めざるべからず。

毛利元就曰、和則相依濟事、不和則各人各敗。(近古

史談)

自己とは唯、肉體及び精神の謂に非ずして、吾人の愛する一切の物を包含す。世人の喜憂を以て己れの喜憂とする人は、小なる自己を出で、大なる自己に入りたる人なり。他人を害して自己の利益を計るは、大なる自己を有する者の最も苦痛とする所なり。(カボット)



## 第三節 公務

公務とは、我等國民が、國家及び團體に對して盡すべき本務を云ふ。されば其の種類固より二三に止まらずと雖も、今その重要なるものを擧ぐれば、兵役に服し、租税を納め、選舉をなし、官吏、公吏、議員となること等是れなり。

夫れ兵は兇器なり。軍旅干戈の事は、國家の務めて忌避すべき所なりと雖も、其の獨立と安全とを保障せんが爲には、外は以て外敵を防ぎ、内は以て叛徒を鎮むるの準備なかるべからず。特に現今の如く、

列國相對峙し、激烈なる競争によりて、互に國威の振張を圖り、兵備の弛張は、直に一國の盛衰に關するが如き狀勢にありては、尙ほ更然りとす。是れ世界萬國未だ兵備を撤する能はざるのみならず、益、相競うて之を充實せんとする所以なり。

一國の兵備は、其の國民自ら之に當らざるべからず。是れ國民皆兵役の義務を負ふ所以なり。我國古代に於ては、海内の壯丁皆軍役に服したれども、中古封建の制起るに及んで、兵農其の職を分ちたり。然るに明治維新、王政復古と共に、兵制亦舊に復することゝなれり。



國家の爲に兵役に服し、以て報國の一端を果すは、國民の最大本務にして、又大なる名譽と謂ふべし。されば、日本男子たるものは、其の名譽の大にして、責任の重きことを思ひ、奮つて兵役に就かざるべからず。然るに世間往々兵役を厭ひ、百方之を逃れんとする者あるは、啻に不忠と云ふべきのみならず、又實に卑怯未練の甚だしきものなり。我等は、自ら進んで兵役に服すべきは勿論、平生其の身體を鍛鍊し、品行を慎み、以て軍務に堪ふるの用意あるべく、既に其の役に就かば、軍人に下し給はりたる勅諭の御趣意に従ひ、能く忠節を盡し、武勇を勵み、從順事を務め、信

義分を守り、苟且にも我等が祖先の名譽を失墜するが如きことなからんことを期すべきなり。

現役兵には、數の上に一定の制限あるを以て、國民の少數者のみ之に服するを常とす。然れども、自餘の國民は、是を以て全く兵役を免れたりと思ふべからず。假令ひ現役兵に徴せられざるも、滿十七歳より滿四十歳に至る間は、皆兵役の義務あるものなれば、不時の時變に際して、召集せらるるときは、直に之に應じて、其の任務を盡さるべからず。又我が國民たるものは、兵役に在らざるものと雖も、常に武勇の精神を養ひ、以て軍國に對する責務を完うする覺



悟なかるべからざると共に、國家擁護の任に當れる軍人及び軍隊を尊敬し、之を補助し、之を慰藉して、十分に其の任務を盡さしめざるべからず。蓋し國民に此の後援あるときは、よく軍人をして、其の身分を重んぜしめ、軍紀を嚴正ならしめ、一朝事變に際して、勇敢なる働をなさしむるに於て、大に效力あるものなり。

兵役と相並びて緊要なる公務は納税なり。何となれば、國家は臣民の身體財産名譽等を保護し、又其の安寧幸福を増進するを以て目的とし、之が爲に官吏を任命し、陸海の軍人を養ひ、諸般の設備を整へ、又

各種の事業を經營するを以て、之に要する所の費用は、臣民の共同負擔に屬すべきは、事理の當然なればなり。

世に往々租税を以て、單に政府の爲に出すものと誤認して不平の意を漏すものあり。是れ畢竟國家須要の費途を辨へざるに因る。蓋し一人一家の安寧幸福は、其の衣食住のみを以て得らるべきものにあらず、必ずや社會國家の安寧幸福に待たざるべからず。而して社會國家の安寧幸福を維持推獎するには、完全なる政府の組織に依らずんばならず。是れ一國の臣民たる本務を完うせんと欲せば、必ず其



の政府須要の費用を支辨せざるべからざる所以なり。

臣民の國家に納むべき租税は、其の財産所得の多少に由りて、其の額を異にす。是を以て、財産を隱蔽し、所得を偽り、若しくは職業を祕密にして、以て納税の義務を免れんとし、又は納税の期を延滞するが如きは、國家事業の進行を阻碍するものにして、國民の本分を知らざる不徳の行爲と謂はざるべからず。

凡そ選舉は、下は市町村會議員より、上は國會議員に至るまで、何れも我等人民に直接利害の關係あるものなれば、宜しく公明正大なる方法を以てし、適當

なる人物を選舉すべきなり。故なくして選舉權を放棄し、又は脅迫を恐れ、利慾に惑ひ、偏頗なる私情を懷きて、不適任の人に投票し、又は投票を賣買し、若しくは賄賂を以て不正なる多數の投票を得んとするが如きは、啻に一個人として卑しむべき行爲なるのみならず、上は國家に對し、下は人民に對して、其の本務を盡さざるものなり。中に就きて、帝國議會は、國の立法機關なれば、其の代議士の選舉の如きは、殊に公平に且つ深切に行はんことを要す。

官吏・公吏・議員となりて、國事に鞅掌參與するものは、特に意を用ひて、私利私情に動かされざらんこと



を要す。而して此等公職に在るもの、若し自己の位置職權を利用して、私恩を賣り、私利を圖らば、國家の事一も擧らず、國家は唯、その餘弊を承けて、遂に紊亂するに至るべし。

凡そ公務に従事する者の、一日も忘るべからざるは、其の事務を執行すに方りて、嚴正公平なること是なり。即ち至誠奉公の精神により、團體の意志を以て意志となし、毫も餘念を容れざること是なり。苟くも公職を帶ぶるの故を以て、傲然人に接し、無禮の態度をなすが如きことあらば、是れ公私の區別を混同し、自己の利益を圖りて、毫も國家の福祉を増進す

ることに留意せざるものにして、眞に是れ獅子身中の蟲と謂ふべし。其の公職を黷すや極めて大なり。豈に懼れて慎まざるべけんや。

君子周而不比、小人比而不周。(論語)

以公滅私、民其允懷。(書經)

#### 第四節 所屬團體

人は、公衆一般に對する責務あると共に、又其の所屬團體に對して同様の責務あり。是れ各人の所屬團體は、其の範圍の廣狹と其の性質の如何とを問はず、同一の目的を以て團結し、戮力協心して其の目的



を達すべきものなればなり。

團體は、共同の目的を有するが故に、一個人の利害・休戚は、其の所屬團體の利害・休戚に關し、成員の名譽・不名譽は、團體の名譽・不名譽となるものなり。是を以て、同一の目的を達せんとするには、各成員相互に團體に對して、共同の責務を盡さざるべからず。

共同の責務は、公共心に由りて、之を完うすることを得べし。即ち人々、私利・私慾を抑制し、團體の公益・公益を圖るを以て肝要となす。

團體の安寧・幸福は、秩序に由りて得らるゝこと、公衆一般の場合に於けると、毫も異なることなし。

れば人々團體の規律・慣習を守り、苟も團體の名譽・信用を毀損し、若しくは之に危害を加へんとする行爲は、必ず之を避けざるべからず。

公共物は、團體の財産なれば、猥に之を押領し、之を使用し、之を破損する等のことあらば、則ち他人の財産を侵害したるに同じ。又共同の場所に集合するに當り、自己一身の便益を恣にし、毫も他人の迷惑を顧みざるが如きも、團體に對する責務を知らざるものなり。

之を要するに、一般公衆は、幾多の小團體の集合なれば、所屬團體に對する責務を盡すは、畢竟一般公衆



に對する責務を完うする所以なり。

### 第五節 公益

それ社會の進歩は、之を組織する各個人の發達に基づくものなり。故に個人は、先づ其の材器に應じて、學術・技藝を修め、其の品行を慎み、情操を養ひ、以て有爲・有徳の人物となり、既に獨立の道を得たる以上は、其の餘力を以て、公衆の利益を進め、且つ社會に有益なる事業を興すのみならず、更に又社會の道德・知識及び生活情態の進歩に資する所なかるべからず。是れ合同生活を爲すものの當然盡すべき本務なり。

とす。されば勅語にも『進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ』と宣へり。公益を廣め世務を開き、以て我等の本務を盡すの道、他にあらず、各自其の従事する所の業務に盡瘁するにあり。農工商等は各、其の業務に精勵して、其の改良進歩を圖るべく、財力裕なるものは其の財力を以て、技能あるものは其の技能を以て、公益の爲に盡し得べきこと甚だ多し。殊に學者・教育家・宗教家・政治家・著述家・新聞雜誌記者の如きは、社會の進歩と密接なる關係あるものなれば、常に其の任務の重大なるを自覺して、常に研鑽の功を積み、公衆の知識を開發し、輿論を正しきに導き、廣く世人を感化



し、以て社會の發展に貢獻せんことを圖らざるべからず。

自己の利益と社會の利益とは、時として兩立せざることあり。發明家・探檢家・研究家の如きは、大に社會の進歩に貢獻する所ありと雖も、世人或は其の功績を認識せざるが故に、其の得るところ其の勞に酬いざること多し。然れども、人生に於て最も高尚なる希望は、自己の利益と勞力とを犠牲に供して、社會の進歩を圖るにあり。此の如き人は、假令ひ其の名顯はれざるも、其の公益の事業は、眞に後世に不朽なりと謂ふべし。

此くの如く、人は其の地位・才能・資産等に應じ、各公益の爲に盡す所を異にすと雖も、此等の人に對して、其の功績を稱し、其の名譽を尊ぶと共に、其の事業を助けて成功せしむるは、實に一般公衆の責務なりとす。蓋し其の成功は、其の人一人の利益・名譽に止まらずして、社會の進歩に影響を與ふること、頗る大なるものなればなり。且つ又社會の公共事業は、多數の人の一致協力を必要とする場合多く、殊に世務漸く繁多にして、大規模の經營益増加する今日に在りては、その必要を感ずること愈切なり。故に凡そ一切の公共事業は、各自小異を捨てて大同に就き、以て



無益なる競争を避けて、其の事業を完成し、社會に於ける効果を大にせんことを努めざるべからず。彼の徒に自己の名を賣らんが爲に、濫に黨派を樹て、相争ひ、他人の信用を傷け、其の事業を妨げんとするが如きは、實に殘賊の人にして、心事の陋劣寧ろ憫むべきなり。

志士仁人無<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>仁<sub>レ</sub>、有<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>身<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>仁<sub>レ</sub>。(論語)

#### 第六節 秩序

社會の秩序を維持するは、合同生活の要件にして、人々をして平和の生活を營ましむる所以なり。若

し夫れ社會の秩序を紊亂するが如きは、是れ啻に社會の成立を危うするのみならず、又實に個人の安寧幸福を不確實ならしむるものなり。譬へば秩序ある社會は、健康なる身體の如く、秩序紊れたる社會は、疾病ある身體の如し。身體健全ならざれば、百事休す、安寧と云ひ、幸福と云ひ、發展と云ひ、總て健全なる情態の賜ならざるはなし。然らば則ち苟くも社會國家の繁榮を冀ふもの、如何んぞ其の秩序の維持に努めずして可ならんや。

社會の秩序とは、其の結合を固くする所の規律慣習にして、安寧を維持し、幸福を増進するを以て其の



目的とす。而して此の規律慣習は、幾多の年月を経過し、社會の必要に應じて、發達變遷したるものにて、永久に固定せるものにあらずと雖も、既に一般の公認する所となりたるものは、恣に之を破るは、全體の秩序を紊るものなり。古來の規律慣習は、必ずしも悉く墨守すべきにあらず。或は時勢に適せざるの故を以て、之を變更せざるべからざるものなきにあらず。然れども急激に之を破壊するとき、其の弊害却つて之を存するよりも甚だしきものあり、隨つて其の改良には、自ら適當の時期と方法とを擇び、敢て個人の力を以て、濫に之を變更すべからず。社會

の大部分が未だ之を是認せざるに、一個の私説に由り、敢て常習の外に逸して行動するが如きは、現在の秩序を破壊するの端緒となるべし。是を以て識者は、須らく社會の輿論に訴へ、其の好尚を導きて、弊習を去り、美風を維持し、以て良慣習を養成すべきなり。信用を重んじ、正義を維持する等、他人に對する責務は、總て社會の秩序を維持する所以なれば、他人に對する徳義を完うするは、社會に對する公德を完うする所以なるを知るべし。

スマイルス曰く、秩序は富なり、秩序を守らぬ人の富めるが稀なると共に、秩序を守る人の貧しきは



極めて少し。(儉約論)

有<sup>レ</sup>物有<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>。(詩經)

### 第七節 社交

我等は既に社會の一員として、此の世に生存する以上は、必ず他の人々と交際せざるべからず、何となれば、各人の間に交際なくして、社會なるものある能はざればなり。果して然らば、我等は其の交際の道を守ること、亦重要なる本務にあらずや。所謂交際の道とは何ぞ、信實・正義及び親愛是なり。凡そ交際の道、信實を以て第一とす。信實とは、心

言行の三者相一致して、其の間に表裏扞格なきを謂ふ。人に此の信實あるが故に、人々相信賴し、互に安んじて交際するを得るなり。

人と交際するに當つて、毫も信實の念なく、心と言行と相表裏するが如きは、是れ自ら歎き、又他人を欺くものにして、形式は交際なりといへども、其の實は虚偽詐謀のみ。斯くの如きは、一時を糊塗すること或はこれあらんも、結局は人の信用を失ひて、遂に世に立つこと能はざるに至るべし。されば、信實は我等の合同生活に於て、一日も缺くべからざる徳義にして、之を缺くものは、社會の一員たる資格なきもの



と謂ふべし。

信實の徳義を重んずべきは、特に守約の時にあり。人往々約束を守ること能はずして、信實の徳義を破ることあり、是れ必ずしも、信實の念薄きが爲にあらざると雖も、一時の情實に餘儀なくせられ、或は對者の權威に恐れて、深く前後を思慮せず、輕々しく約を結びしに因ること多し。されば我等は、人と約を結ぶに際しては、必ず能く事の正否と利害とを熟慮すべきのみならず、己れ果して之を守り得べきや否やを顧みて、可なれば約し、若し不可なれば斷乎として之を拒絶せざるべからず。然諾を重んずること、是れ

信實の第一義なり。

交際の道、また正義を以て主とせざるべからず。正義とは、己れの欲せざる所、之を人に施すなきの謂なり。人は各、獨立自由の權利を享有し、己れの欲する所に従つて行動云爲するものなれば、我等は總て他人の權利を尊重し、決して之を侵害すべからず。就中人の身體は、人生一切の權利義務の基礎を爲すものなれば、其の損傷すべからざるは論を俟たず。故に故意に人を殺し、若しくは人の生命を危くするものは、人權を無視し、社會の成立する根據に反對するものにして、諸罪惡中の最も重大なるものなり。



復讐の如きも、曾て之を以て一美事と認めし時代ありしと雖も、開明の社會に於ては、國家は法律によりて罪惡を懲罰し、斷じて個人相互の間に斯る制裁を行ふことを許さず。

他人の身體を尊重すべしとせば、其の保全に必要なる財産も、亦之を侵害すべからず。蓋し生活上必要の資を給し、人をして公私百般の責務を盡さしむるものは財産なり。故に法律は、我等に所有權を與へて、自由に財産の使用、收得、處分等を爲さしめ、苟も所有權を侵害する行爲は、之に制裁を加ふることにせり。是れ所有權の不確實は、人の安寧幸福を危く

するを以てなり。然れども我等は、單に法律上の制裁を恐るゝが故に、他人の財産を侵害せざるのみならず、正義の念より、之を侵害するの不徳なるを思はずんばならず。啻に身體、財産のみならず、他人の名譽、自由等も、之を尊重して、寸毫も侵害することなかるべし。而して是と同時に、若し我等は、他人よりして之を侵害せられたりとせんか、宜しく正當の手續を踐みて、必ず之が恢復を圖ることを怠るべからず。苟も之を怠るは、即ち正義を衰亡せしめ、暴力を跋扈せしむる所以なり。

然れども、たゞ夫れ己れの欲せざる所、之を人に施



さざるのみにては、未だ以て社交の道を盡せりと謂ふべからず、更に進んで、積極的に、己れの欲する所、之を人に施すの意氣なかるべからず。この意氣ありて、こゝに温乎たる同情の念起り、社交始めて圓滿なるを得べし。同情とは、他人の喜怒哀樂を以て、己れの喜怒哀樂と爲すものにて、之を仁とも、恕とも、又は親愛ともいふなり。この同情ありて、社交は始めて蕭條寂寞たるを免る。正義は、之を譬ふれば、秋霜烈日の如く、同情は駘蕩たる春風に似たり。

社會ありて合同生活を營む以上は、必ず禮儀作法なかるべからず。禮儀作法は、要するに親愛尊敬謙

讓の精神の外部に現はれたるものなり。此の禮儀作法によらざれば、親愛尊敬謙讓の精神を對者に通ずること能はざるのみならず、時としては對者をして不快の念を起さしめ、心なくして和親を破るに至ることあり。故に何れの社會にても、必ず一定の禮儀作法あり。是れ實に社交上の必要より生ずるものなり。然れども、要するに親愛尊敬謙讓は精神にして、禮儀は其の形式に過ぎざれば、縱令ひ禮儀のみ慇懃懇篤を極むといへども、若し其の精神の之に伴ふなくんば、是れ畢竟虛禮虚儀のみ、而して敢て之を爲すものは、却つて自ら其の人格の陋劣なることを



表示するものなり。

君子之交淡若水。小人之交甘若醴。君子淡以親，小人甘以絕。彼無故以合者，則無故以離。（莊子）

### 第八節 博愛

社交をして温潤ならしむる所の同情は、實に人性の最大美質にして、社會道德の根柢となるものなれば、何人も之が養成發達を怠るべからず。この同情に基づきて、他人の不幸を救ひ、幸福を増進せしむるもの、是れ即ち博愛なり。

博愛を行ふには、厚薄先後の次第を誤るべからず、

即ち近きより遠きに及ぼし、親しきより疎きに及ぼすことと是なり。されば勅語にも『博愛衆ニ及ホシ』と宣へるにあらずや。若し家族相愛せず、兄弟牆に闘ぐが如き事あらば、既に博愛の第一步を誤れるものなり。一家相和し、兄弟相愛して、初めて博愛を行ふべし。此の次第を顛倒するが如きは、博愛の道に反し、聖旨に戻るものなり、戒慎せざるべけんや。

世人は博愛と言ひ、慈善と言へば、たゞ他人の薄命不幸なるを觀て、同情に堪へず、直に之を慰藉し、之を救濟するを以て、其の本意とせり。然れども、若し救濟扶助其の當を得ざるときは、其の恩惠を受けたる



ものをして、徒に依頼心を長じ、遊惰心を増さしめ、種々の弊害を生じ、却つて慈善の本旨に戻るゝとあり、恩が仇となるとはこれを言ふなり。吾人にして眞に人の不幸を憐む以上は、唯、刻下の窮乏を緩和するのみならず、更に進みて、其の不幸を免れしむる方法を講ぜざるべからず。彼の感化院、育兒院、孤兒院、授産場等を設け、又は學校、病院等に義捐して、其の事業を助け、以て將來の幸福の爲に計るが如きは、單に窮乏の人を救濟するに止まらず、天下後世の爲に、永く仁徳若くは利源を貽するものなれば、其の功德や、更に大なりと謂ふべし。

尙ほ又我が家族に對して殊に厚きは、これ自然の情に出づと雖も、之に反して、他人に向つて甚だ冷淡なるは、社會公衆に對する責務を缺けるものなり。今や我が帝國は、國運日に隆盛となり、朝鮮半島悉く帝國の版圖に歸し、我等は俄に多數の新同胞を得たり。而して彼等は、既に我等と同じく大日本帝國の臣民にして、天皇陛下は、彼等を視給ふこと毫も我等と異なる所なし。されば我等は聖旨のある所を奉體して、親しく之と交らざるべからず、苟且にも新同胞をして、疑懼猜忌の念を起さしむるが如き事あるべからず。



自己に直接の利害ある團體に對しては、頗る忠實なるも、一般の利害に向つて、絶えて關心せざるは、抑も人類に對する道を知らざるものなり。是を以て我等は、社會國家に對して責務を盡すべきは勿論、更に進んで、人類一般に對して責務を盡さざるべからず。彼の赤十字社の設けあるが如きは、敵國の間と雖も、猶ほ國民の列を離れて、世界的人道の存するに由れり。我等は、自國に固有なる道德の存する外、更に人類互に相愛し、相助けて以て共同發展をなすべき普遍的道德、即ち所謂人道の存することを了知せざるべからず。

眞に博愛の心あるものは、啻に人類に對してのみならず、萬有に對しても、同じく慈悲愛憐の情を起すに至るものなり。動物は皆一個の生命を有するものなれば、假令ひ劣等の物と雖も、無益に之を殺害すべからず。固より種々の害蟲は之を除かざるべからず、又學術研究の爲に、動物を捕へて實驗をなすが如きは、已むを得ざることなり。又植物の如きも、花を開き、實を結び、生々發展して目を悦ばし氣を慰むるものなれば、敢て妄に之を摧折すべからず。是れ人情の忍びざる所なればなり。天真を樂み、弱小を矜むは、大人の心事にして、之を虐待し、或は濫に殘害



明治四十五年二月廿九日  
文部省檢定  
中學校修身教科用書

修身教科書 卷四

を加ふるが如きは、小人の所爲なり。是れ畜に殘忍、  
酷薄の性を馴致するのみならず、自己の品性の下劣  
なることを表はすものなり、慎まざるべからず。  
夫仁者己欲立而立人、己欲達而達人。 (論語)  
人皆有所不忍、達之於其所忍仁也。 (孟子)

新編 修身教科書 卷四終

明治四十四年十二月十六日印  
明治四十四年十二月十九日發  
明治四十五年二月廿五日訂正再版印刷  
明治四十五年二月廿八日發行

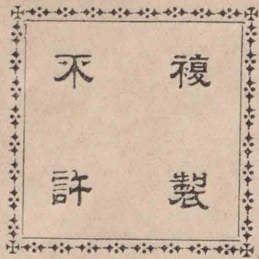
新編 修身教科書  
卷四定價貳拾四錢

著者 井上哲次郎

發行者兼 金港堂書籍株式會社

代表者 原亮一 郎

東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地



發行所

東京市日本橋區  
本町三丁目

振替貯金口座  
八八一五番

金港堂書籍株式會社



